

平成 2 2 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 6 日（月曜日）

---

議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 9 月 6 日（月）午前 1 0 時開会

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2   |           | 会期の決定                                       |
| 日程第 3   | 議案第 4 7 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について          |
| 日程第 4   | 議案第 4 8 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について  |
| 日程第 5   | 議案第 4 9 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について  |
| 日程第 6   | 議案第 5 0 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 7   | 議案第 5 1 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について        |
| 日程第 8   | 議案第 5 2 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について        |
| 日程第 9   | 議案第 5 3 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について                 |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について                 |

て

- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
(提案説明、審議留保)
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について  
(提案説明、質疑、採決)
- 日程第 1 9 報告第 1 0 号 平成 2 1 年度健全化判断比率及び平成 2 1 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 1 号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
- 日程第 2 1 報告第 1 2 号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
- 日程第 2 2 報告第 1 3 号 専決処分事項について(訴えの提起)  
(報告、質疑)

出席議員(14名)

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 議員
4 番 田 中 勲 議員	5 番 三 林 輝 匡 議員
6 番 神 保 美 也 議員	7 番 南 靖 久 議員
8 番 三 鬼 和 昭 議員	9 番 與 谷 公 孝 議員
1 0 番 大 川 真 清 議員	1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員
1 2 番 三 鬼 孝 之 議員	1 3 番 高 村 泰 徳 議員
1 5 番 中 垣 克 朗 議員	1 6 番 真 井 紀 夫 議員

欠席議員(2名)

3 番 端 無 徹 也 議員	1 4 番 濱 口 文 生 議員
----------------	------------------

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君

会計管理者兼出納室長	宮 本 忠 明 君
市長公室長	仲 明 君
市長公室参事	川 口 拓 也 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室総合防災係長	村 島 義 徳 君
税務課長	奥 村 和 俊 君
福祉保健課長	大 倉 良 繁 君
環境課長	野 田 耕 史 君
市民サービス課長	南 進 君
建設課長	大 屋 一 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	小 倉 宏 之 君
水産農林課参事	上 田 敏 博 君
水道部長	佐々木 進 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長	中 森 將 人 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教育委員会教育総務課長	大 川 一 文 君
教育委員会生涯学習課長	川 端 直 之 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君
監査委員事務局長	濱 野 薫 久 君

議会事務局職員出席者

事務局長	山 本 和 夫
議事・調査係長	竹 平 専 作
議事・調査係主査	岩 本 功

〔開会 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） これより平成22年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。  
開会に当たり、市長よりごあいさつがございます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

9月を迎え、朝夕少しは過ごしやすくなりましたが、まだまだ厳しい残暑が続いております。

本日、議員の皆様方には、平成22年第3回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には議案16件と報告4件を提出させていただきました。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願います。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口文生議員は病気のため、なお、3番、端無議員は所用のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、真井紀夫議員、1番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から9月28日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から、日程第17、議案第61号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成22年度第3回定例会の開会に当たり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様への深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、昨日実施いたしました平成22年度尾鷲市総合防災訓練につきまして、大規模地震を想定し、自主防災組織が避難訓練や安否確認、資機材の取り扱い、消火訓練などについて、それぞれが計画立案することで、災害発生時における行動について再度確認していただくことに主眼を置いて実施いたしましたところ、自主防災組織60組織、約2,000名の方が訓練に参加していただき、無事終了することができました。

また、各関係機関におかれましては、独自の企画による初動対応訓練を実施していただき、尾鷲海上保安部など20機関、約1,000名の参加をいただきました。残暑の厳しい中、早朝よりご参加いただきました自主防災組織を始め、各関係機関、市民の皆様方に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

次に、水産振興についてであります。

近年の水産業は、後継者不足や水揚げ量の減少、魚価の低迷などにより、生産者や漁協の経営悪化等が顕著となり、最近では、燃油や飼料価格の変動が漁船の操業や養殖経営に影響を与えるなど、大変厳しい状況にあります。このような中、本年2月1日に本市の五つの漁協を含む志摩市以南の12漁協が合併して設立された三重外湾漁業協同組合に対し、その支援策として、本市では、合併漁協早期自立支援事業の一環である借換資金に伴う債務保証料に対し、国や関係市町とともに支援を行っております。また、合併後の経営改善等につきましては、三重外湾漁協合併基本計画に基づいて進めており、ほぼ計画通りであるとの報告を受けております。

一方、三重外湾漁協に参加しなかった4漁協におきましても、1県1漁協への方向性にある中、地区漁業の維持・活性化や、組織の強化を図ることを目的に、紀北町の2漁協を加えた6漁協での合併に向け、6月21日に東紀州漁協合併推進協議会を設立しました。

今後の予定としましては、小委員会で具体的な事項の協議を行い、各漁協の総会で合併の承認を得た後、11月末までに設立委員会を設置し、来年4月1日の合併を目指すスケジュールとなっております。

また、旧三木浦漁協におきましては、三木浦水産物流通荷さばき施設の新設に対して、強い水産業づくり施設整備事業費補助金の交付決定を受け、今月中には本体工事に着手し、来年1月末に完了予定となっております。本施設の完成により、作業の効率化が進み、地域水産業の発展に大きく寄与できるものと考えております。

次に、水産基盤整備事業についてであります。

昨年、須賀利漁港で実施し、今年度、大曽根浦漁港と古江漁港で計画しております防潮扉の動力化事業につきましては、現在、設計業務が完了し、今月末に入札を行い契約する予定となっております。

また、漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、来年度からの採択に向けて、国、県に概算要求を行ったところであります。

次に、林業振興につきましては、昨年度の繰越事業である尾鷲木材協同組合と尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合の2事業体について、高温乾燥機やグレーディングマシン等の導入が実施され、今後、尾鷲地域の林業の販路拡大・需要拡大のきっかけになるものと期待しております。今後、森林・林業に関する制度面や実践面等での大幅な見直しが行われますが、森林組合や林業家・森林所有者の方々とともに、森林・林業の再生に相互に連携をして取り組んでいきたいと考えております。

次に、林道基盤整備事業につきましては、昨年度からの繰越事業である五つの路線の舗装工事が先月までに完了し、本市が管理する林道の舗装整備率も30%から42%に増加しております。これにより、既設林道に係る維持管理費の縮減が図られ、現在、さらなる事業効果を発現するために、次の事業に向けての計画を策定しているところであります。

次に、農業振興についてであります。

本年度、国において食糧自給率の向上と水田農業の経営安定を図るために実施されております戸別所得補償モデル対策事業につきまして、本市におきましては、43件の加入申請が提出されました。現在、野菜等の作付状況について現地確認作業等を進めており、年度末には国から申請農家の皆様に助成金が交付される予定となっております。

また、宮崎県で発生した口蹄疫問題につきましては、8月27日に終息宣言が出されたところではありますが、三重県におきましては、県内への侵入防止策の一環として、口蹄疫緊急防疫対策臨時交付金事業が実施されております。本市におきましては、牛・豚等の畜産農家はございませんが、イノシシやシカを一定頭数以上飼育している畜舎に対し、本交付金事業により口蹄疫に消毒効果のある消石灰の配付を実施いたしました。

次に、獣害対策についてであります。

昨年10月より、国の緊急雇用創出事業により、獣害パトロール事業として臨時職員2名を雇用し、被害多発地域の見回りや被害状況の聞き取り、また、本年3月末からは、北浦地区、向井・行野浦地区において、猿に発信機を取りつけ、その位置や移動経路の把握を行うとともに、民家付近にあらわれた際には追い払い活動も実施しております。この獣害パトロール事業につきましては、十分な効果が出てきていることから、今後も継続して実施したいと考えておりますが、国の緊急雇用創出事業による雇用が今月末で終了となるため、市の単費により10月以降も雇用を継続していきたいと考えています。また、こうしたパトロール事業により、自治会等でも自主的に追い払いを実施する地域も出てきており、6月13日には座ノ下自治会、7月13日には茶地岡自治会からの要望により、猿被害対策の現地研修会を開催しております。

さらに、先月24日には、県、紀北町との共催で、近畿中国四国研究センターの山田さんや、松阪市広瀬地区自治会長の鎌倉さんをお招きし、尾鷲地域獣害研修会を中央公民館にて開催したところ、自治会や地区会の役員を含めた80名の皆様にご参加をいただきました。また、その翌日には、猿の発信機を使った位置情報の把握と追い払い方法についての現地研修会も実施し、本市の獣害パトロール員や座ノ下自治会役員、紀北町の方々にもご参加をいただいております。

今後も、こうした研修の場を設けながら、獣害パトロール員とともに、追い払い活動や防除対策を実施していただける地域を支援させていただき、獣害対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水取水管損傷事故に係る改修整備事業工事につきましては、7月28日に完成をいたしました。海洋深層水の分水は、作業が順調に進んだことから、予定より早い7月9日には通水を確認し、水質検査を経て、14日に原水、16日には処理水を含めた全種類の分水を再開いたしました。本工事期間中は、利活用をいただいている市民や事業者の皆様にも再びご迷惑をおかけいたしました。改めておわびいたします。

今回の取水管事故は、船舶の投錨によるものと考えており、今後、二度とこのような事故が起こらないよう再発防止対策に取り組んでおります。

まず、取水管や送水管の敷設ルートを示すチラシを作成し、内航船舶や漁業者に広く周知するとともに、地元小型船組合に湾内で停泊投錨する船舶の監視業務を委託いたしました。船舶への注意喚起を促す一方、標識ブイの設置など海域での防衛策も検討の上、実施してまいります。

また、この事故の原因者と思われる船舶に対しましては、8月に弁護士を通じて通知文書を送達いたしましたことをご報告いたします。

さて、尾鷲海洋深層水事業は、本市の地域振興の核となる事業であり、今まで以上の利活用促進を図っていかねばならないと考えております。こういった中、本年度からふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を活用して行っている海洋深層水多段活用型陸上養殖試験事業につきましては、取水停止により試験養殖を停止しておりましたが、取水再開に伴い、ナマコ、ハバノリから順次養殖を再開させています。アワビ、サツキマスについては10月、11月に新たな種苗を導入し、試験を進めていくこととしており、当初予定していた業務量を超えるものとなることから、事業費を増額し取り組んでまいります。今後とも海洋深層水事業の推進にご理解、ご協力を賜るとともに、みえ尾鷲海洋深層水の利活用推進に努めてまいります。

次に、産業開発促進事業についてであります。

本市の地域経済を活性化させるためには、現在も取り組んでいる農商工連携事業など、異業種・異分野の産業が有機的に連携・交流する新たな取り組みをさらに進め、地域の資源を活用し、これを生かした新商品の開発や新たな販路開拓を進め、地域ブランド化を推進することが必要です。このためには、地域にある資源の発掘や見直し、また、その利活用方法の研究や試験など、地道な取り組みが重要であります。そこで、これらの取り組みの一つとして、昨年度から魚あら・



未利用魚の有効活用システム研究事業により、ごみとして捨てられている魚あらかや、販売流通にも乗らず利用されていない魚の有効利用策を研究し、新たな事業の展開につなげるべく取り組んでおります。

また、一方では、事業の受託事業者である尾鷲物産株式会社や、漁協、水産関連事業者、飲食業者などの関係者が集まり、尾鷲の漁業生産と経営を考える会が立ち上げられ、未利用魚の活用策などの検討が業界の自主的な取り組みとして進められております。本研究事業においても、民間でのこのような活発な活動に合わせて事業費を増額し、引き続き取り組んでまいります。

販路開拓においては、その手段の一つとして昨年度スタートさせた尾鷲まるごとヤーヤ便が、2年目の今年、昨年を大きく上回る939件の申し込みをいただきました。地域のすぐれた特産品をより多くの皆さんに紹介しようとの企画の趣旨が多くの皆様に受け入れられた結果であると考えており、前面に「尾鷲」という地域が出ることで、商品だけではなく地域そのものを売ることもつながっていると思います。7月に第1便を送りましたが、多くの反響をいただいております。これらを分析・検討しながら、さらに商品、企画を進化させていくことが重要であることから、現在、三重県緊急雇用創出基金事業市町等補助金を活用して行っている尾鷲特産品販路開発拡大及び流通促進事業を6カ月更新継続させるとともに、雇用者をもう1名増員し、取り組んでまいります。

また、農業者の協力を得て、尾鷲特産の甘夏を特殊なシートでくるみ、2カ月程度の長期保存可能性試験を行ったところ、保存状態がよかったことから、ヤーヤ便に詰め合わせ、モニターアンケート調査を行いました。結果は高評価を得ることができたことから、来期の収穫時に再度試験を行い、旬のよい状態を保存したまま時期をずらして出荷することができれば、本市の甘夏に付加価値をつけることができると考えております。

次に、集客交流事業等についてであります。

一昨年の4月にオープンした夢古道の湯につきましては、昨年度の入浴者は7万3,232人と、一昨年度に比べ少し減少いたしました。ほぼ横ばいの入浴者数を維持しております。減少した要因といたしましては、去る2月26日に発生した海洋深層水の取水障害の影響もあったのではと考えており、市民及び利用者の皆様にもご迷惑をおかけし、おわびを申し上げます。また、ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を活用し、新たな湯のデザイン開発に取り組んでおりますが、研究機関への委託業務の追加や、これに伴い業務量が増えることから、

事業費を増額し、より進化した湯のデザイン開発を進めてまいります。

夢古道おわせのスカイフードレストランにつきましては、3団体のお母ちゃんたちの手づくり料理が好評を呼び、利用客が年々増加しており、多くのリピーターの支持を受けておりますが、今回、8月30日から、これまで頑張っていた「ななうらの郷」にかわり、新たに「おわせっこ」が参加いただくこととなりました。

次に、おわせ輪内地区まるごと振興協議会の取り組みについてであります。本年度は、本市の観光振興補助金に加え、農林水産省からの広域連携共生・対流等推進交付金100万円の補助を得て、三木里地区でのグリーンツーリズム推進、曾根地区でのツツジ祭への支援や体験事業づくり、ツデーウォークと連動した梶賀峠のコース開発などの取り組みを進めています。これまでの梶賀地区であぶりの商品開発、三木浦地区でツバキ油を生かした料理開発や元盛松コース整備などの事業とあわせて、輪内地区を一体的にとらえた情報発信と地域でのコミュニティビジネス化をより一層図っていきたくと考えています。

次に、平成21年度から3年間、厚生労働省の地域雇用創造実現事業を括用して進めている健康増進プログラム事業では、昨年度に行った馬越峠のリラクゼーション効果の実証実験の結果、馬越峠コースを歩いた方が市街地コースよりもリラックス効果があることが、各検査項目の結果から顕著にあらわれました。本年度は、海洋深層水活用型温浴施設・夢古道の湯での休養効果の実証実験を行うとともに、尾鷲よいとこ集客交流事業における尾鷲よいとこ定食など、地域の食材を生かした地元食を中心とした低カロリー料理のメニュー開発等を行っております。運動・休養・栄養による健康への効果を検証し、熊野古道等地域資源を活用した付加価値を高めたツアーの商品化を図ってまいります。

次に、まちなかにぎわいづくり事業についてであります。

本市では、高速道路の開通を控え、熊野古道プラスアルファの地域の魅力づくりが求められていることから、集客能力が高い夢古道おわせや熊野古道センターなどと連携する個性的で魅力ある交流空間をまちなかに創造し、来訪者だけではなく市民についても誘導と滞留を図り、消費活動を促進させるための計画づくりを進めております。

現在、7月下旬に市内の商店街の店主を始めとする関係者や、国・県等の関係機関の方々にもオブザーバーとして集まっておいただき、本事業を始めるに当たったの意見交換会等を実施いたしました。また、8月25日から27日には、今後

のプランづくりの参考とするため、関係者による先進地視察も行ったところであり  
ます。

なお、本事業は、当初予算において、三重県の過疎市町等地域づくり支援事業  
補助金、補助率2分の1で予算措置をしておりましたが、その後、事業内容の拡  
大も視野に、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金に応募したところ、補助  
率10分の10で、一律1,000万円の交付金が採択されたことから、今回、  
事業費を増額補正し、取り組んでまいります。

次に、去る8月7日に開催された第60回おわせ港まつりにつきましては、大  
会運営において、尾鷲観光物産協会を始め商工会議所や自治連合会、連合婦人会  
など、さまざまな市民団体の皆様にもご参画をいただき、市民参加型のイベント  
として取り組んでいただきました。当日は、イタダキ市や「元気なチビッコ集ま  
れ！魚つかみ大会」、カッター大会が魚市場で行われ、また、特設ステージでは、  
ソーラン踊りを始め、尾鷲節保存会、坂東流蛙柳会の尾鷲節・尾鷲節踊り、ロッ  
クジャムと尾鷲節こども太鼓による太鼓の饗宴など、多くの皆様のご協力により、  
多彩な行事を行うことができ、お越しいただいた皆様にも楽しんでいただけたも  
のと思います。特に、海上花火大会におきましては、天候にも恵まれ、60回大  
会にふさわしい、大変美しく、かつ迫力ある花火を打ち上げることができ、高い  
評価をいただきました。また、会場内において、環境に配慮した取り組みとして、  
ごみナビゲートによるごみの分別回収を実施し、今年も数多くのボランティアの  
参加により、大変多くのリサイクルが行われ、さらに大会終了直後の清掃活動に  
おいても多くの皆様にご協力をいただきました。今後もこのような取り組みを通  
じて、ごみの分別による減量化、環境保全意識の向上につなげていきたいと考  
えております。大会を通じ、運営等にご尽力賜りました、おわせ港まつり実行委員  
会を始め、ご協賛、ご協力賜りました市民並びに市内外の事業所の皆様方に対し  
まして、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

次に、この秋も多くのイベントが控えております。

まず、第26回全国尾鷲節コンクールが、本市の伝統文化の継承を目的  
に、10月30日、31日に開催され、予選から決勝へと優勝を目指す参加者が  
地元を中心に全国から集まり、自慢の歌声を披露し競い合います。大会の中では  
さまざまなアトラクションなどを盛り込み、また、会場付近では地元の特産品を  
取りそろえた物産展も同時開催するなど、大会を盛り上げてまいります。ぜひと  
も会場に足を運ばれて、伝統ある尾鷲節のよさを改めて実感していただき、大会

の成功にご協力賜りたいと考えております。

また、今年で7回目を迎えます、おわせ海・山ツデーウォークにつきましては、スタート・ゴールの主会場を三重県立熊野古道センターに置き、11月20日、21日の2日間にわたり、これまで同様、日本ウォーキング協会の公認をいただき、新しい特別コース2コースを含む八つのコースで開催いたします。今大会につきましては、これまで特別コースとして好評を得ておりました三木浦元盛松コースと須賀利寺倉越えコースを定番のコースに、また、新たな特別コースとして、曾根町から梶賀町にかかる梶賀峠を越えるコースと、昭和34年の国鉄の開通まで省営バスが走っていた矢ノ川峠越えの2コースを設定いたします。

このツデーウォークにおきましては、ウォーキングコースの設置が各地域で取り組まれているコミュニティビジネスなどの地域おこしの取り組みと連動することで、それぞれの事業効果が相乗的に高まり、当日の集客はもとより、地域おこしの手段として多いに活用していきたいと考えております。市民の皆様におかれましても、ぜひとも八つのコースのいずれかにご参加いただき、地元からの盛り上げをお願いするとともに、遠方より多数の参加者もお見えになることから、大いに交流を深めて、本市の観光交流の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

次に、健康づくりについてであります。

現在、本市の高齢化率は35%を超え、加えて過疎・少子化の進行や生活環境が変化するとともに生活習慣病等の疾病構造が大きく変わってきています。本市におきましては、各種の生活習慣病予防の知識啓発・実践事業を進めているところですが、特に本地域は高血圧症の疾病割合が高く、脳血管疾患による死亡率が高いことから、脳卒中予防事業に力点を置いた取り組みを進めてまいります。

今般、三重大学医学部を始め、三重県立看護大学地域交流センターの温かいご支援をいただき、医療講演会や市民公開講座が開催されることとなりました。9月11日には三重大学医学部循環器・腎臓内科学の伊藤教授による救急医療講演会の開催、13日には三重県立看護大学の村本学長を始め地域在宅看護学の2名の講師による公開講座が開催されます。さらに、26日には、伊藤教授を再び迎え、「高血圧からあなたと家族を守る」と題した高血圧市民公開講座が開催されます。会場は、いずれも中央公民館を予定しており、この機会に多くの市民の皆様にご参加をいただき、生活習慣病に対する認識をさらに深め、健康づくりに努めていただければと思っております。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院を取り巻く環境は一層厳しくなっておりますが、本病院は、この地域にとってかけがえのない病院であると認識いたしております。県下の病院では、昨年より勤務医不足に一層拍車がかかり、各地の病院で救急医療体制が維持できなくなっているところも見受けられます。現在、本病院では24時間365日の救急医療体制が確保できておりますが、今後も大学医局からの派遣が継続され続けなければ、24時間365日の救急医療体制が維持できなくなることが予想されます。

他の病院では、内科系と外科系の2名体制以上で夜間の救急医療体制を行っておりますが、本病院の医師は、夜間1名体制で救急医療に対応していただいております。また、通常の診療体制でも、これ以上医師が減ることになれば、救急医療体制の制限や入院患者を他の病院にお願いせざるを得ない状況も考えられます。

このような地域医療の危機を迎えている中で、医師数の現状維持、24時間365日の救急医療体制を維持するために、医師に関する特殊勤務手当の見直しを行ったところです。また、この尾鷲地域は、内科患者の6割強が高血圧症であることから、三重大学医学部に高血圧症疾患の研究病院と指定していただき、三重大学医学部と協力しながら、本病院を維持発展させることができると考えております。

次に、環境施策についてであります。

清掃工場等の焼却施設から排出されるダイオキシンは、平成9年に大きな環境問題となり、国の基準が大幅に強化されたため、その対策が市町の大きな課題となりました。本市では排ガス対策として、平成12年、13年には焼却施設にバグフィルターを整備するとともに、焼却灰については、国の溶融処理の方向づけを受け、県を中心とした廃棄物処理センター制度による溶融処理施設を建設して適切に処理してきました。しかし、この溶融処理施設については、平成20年10月に開催された三重県廃棄物処理センター運営協議会検証委員会において、三重県環境保全事業団から溶融処理施設の腐食、摩耗等の進行により、今後、補修費用が大幅に増大することが見込まれ、安全で安定した運転を継続していくためには計画的な補修が必要であるが、現在の料金体系では平成23年度以降の溶融処理事業の継続が危ぶまれるとの報告があり、施設の補修費用の負担について、県と市町がそれぞれの立場で論議を重ねましたが、双方が納得し得る結論には至りませんでした。このことから、運営協議会では焼却灰を廃棄物処理センター以

外の施設で処理することも視野に入れながら、今後のあり方について協議を進めてきました。この溶融処理施設の建設を計画した当時は、民間において焼却灰を適切に処理する施設がほとんどない状況でありましたが、その後12年が経過する中で、再資源化技術が進歩し、セメント資源化や金属回収等の施設整備が進み、また、全国的な広域処理が可能になったことから、処理コストも大幅に低減できるようになりました。

さらに、各市町の焼却施設のダイオキシン対策が進んだことから、焼却灰中のダイオキシン濃度が著しく低下しており、溶融処理はダイオキシンの緊急対策としての役割を終えつつあると言えます。このような状況を踏まえ、平成22年3月24日に開催された運営協議会総会において、平成23年度を目途に廃棄物処理センターでの溶融処理を民間でのリサイクル処理に転換することが決定されました。この決定に伴い、本市においても平成23年度から焼却灰処理を民間に転換し、地球温暖化防止や循環型社会に向けた廃棄物の資源化を進めるとともに、廃棄物処理に係る将来の財政負担の軽減に努めてまいります。

次に、清掃工場1号炉耐火物補修工事についてであります。1号炉耐火物は、平成21年度の施設点検業務において再燃室前後壁の2面に損傷、亀裂があるとの報告がありましたが、平成22年7月に実施した施設点検では、ガス冷却室4面、再燃室4面、燃焼室ノズル部の耐火物の脱落、損傷が著しく、このまま放置すればケーシング鋼が損傷し、ごみの焼却ができない状況になります。秋には1号炉のバグフィルターろ布交換工事の実施を予定していることから、同時期に1号炉耐火物補修工事をあわせて実施し、ゴミの焼却に支障が生じることのないように補修工事を進めたいと考えております。

次に、風水害対策についてであります。

昭和34年9月26日の夜半に伊勢湾台風が紀伊半島に上陸し、三重県を縦断して、県内で1,256人、行方不明者27人、負傷者4,625人に及ぶ未曾有の被災をもたらしました。その被災の日から50年経過したことを契機に制定された三重県防災対策推進条例の規定による「みえ風水害対策の日」の記念行事として、9月26日に三重県と本市の共催で、熊野古道センターを会場として防災啓発イベントを開催いたします。伊勢湾台風から学んだ災害の恐ろしさを見詰め直し、その被災体験や教訓を次世代に伝えるため、市民の皆様のご参加をお願いするものであります。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

向井小学校の耐震補強工事につきましては、6月15日に着手し、8月28日に鉄骨Kブレース4カ所及び高架水槽架台補強工事を完成し、予定どおり夏休み中に終わることができました。また、尾鷲小学校につきましては、8月24日に尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に伴う基本設計・実施設計業務のプロポーザルを実施したところです。改築及び耐震補強工事につきましては、来年度から着手し、平成24年3月の完成を目指しております。その他の学校につきましても、国の学校耐震化に関する予算等の動向を注視する中で、小中学校耐震整備総合計画に基づき、順次進めてまいります。

次に、尾鷲中学校の武道場建設についてであります。

平成20年3月に公示された学習指導要領は、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、練習や試合を通じて相手を尊重する気持ちははぐくむことを目的に改訂されたものであります。中学校の保健体育の教科で武道が必修化されたことに伴い、新学習指導要領が完全実施される平成24年度を目途に、中学校で武道が指導できる環境を整え、安全に武道を実施するための条件整備を行う必要があります。現在の尾鷲中学校の体育館は、多目的なスポーツに対応して建設されており、床にバレーボール等のポールを設置する際の金具が取り付けられているため、剣道の指導を行うには危険であります。本年度におきまして、平成23年度中の第1棟校舎跡地への建設に向け、武道場建設の実施設計に着手したいと考えております。

次に、教育支援事業についてであります。

まず、尾鷲中学校において、本年度から新たに実施しております学習支援ボランティアにつきましては、男性3名、女性2名の5名のボランティアの方々にご協力をいただき、廊下・校舎・学校施設内の巡回指導を行いながら教室に入らない生徒に声をかけたり、会話を通して教室に入るよう促したりという活動をしていただいております。また、休憩時間等、教師が生徒に目の届きにくい時間にも見守り、指導をしていただいております。生徒指導上大きな成果が上がっております。

次に、外国語活動ボランティアについてであります。

平成23年度から新小学校学習指導要領の完全実施に伴い、外国語活動充実のため、事前に本年度から小学校5・6年生を対象に実施しているものです。発音を中心にコミュニケーション能力の基礎を育成するために、1学期は全小学校に1日4時間隔週で4名を配置し、英語教育指導の支援に当たっております。

が、2学期からは5名体制で実施できる予定であります。

また、現在、担任、ALT、ボランティアの方々との連携もスムーズに行われており、各学校における外国語活動は順調に進んでおります。

次に、水道事業についてであります。

水道事業を健全に運営するため、これまで事業の効率化や経営コストの削減等に取り組んでまいりましたが、給水人口の減少や事業所の給水量の減少により、平成23年度以降、水道事業経営が赤字に転じることが予測されることから、水道料金の改定についてご審議いただくために、去る7月23日に各種団体の代表者及びその関係者9名の皆様にご協力をいただき、尾鷲市水道料金等審議会を立ち上げて諮問したところであります。これまでに3回の審議会を開催し、議論を重ねていただいておりますが、10月下旬には答申をいただき、12月定例会に議案の上程が行えるよう準備を進めているところであります。

また、平成21年度に策定いたしました尾鷲市水道事業配水池耐震診断の結果に伴う基本計画書に基づき、上水道の全地域を受け持つ桂山配水池が耐震構造となっていないことから、最優先で整備を進めたいと考えております。現在の事業計画では、平成23年度から平成26年度までの4カ年を予定しており、現在、県と国庫補助事業の採択に向けて協議中ではありますが、建設場所の確定が最優先であることから、既設配水池に隣接する予定箇所の地質調査及び用地測量等を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域づくりについてであります。

「美し国おこし・三重」三重県南部体験プログラム開発プロジェクトにつきましては、三重県南部地域の豊かな自然を生かし、小学生・中高生・大学生などを対象とした宿泊型の体験合宿など、教育的視点に立った各種体験プログラムや仕組みづくり、受け入れ体制を構築するため、モニターツアーを実施するものであります。第1回モニターツアーでは、関西大学サッカークラブ・地域貢献型合宿と位置づけ、関西大学サッカークラブ所属の学生や監督など158人が、先月11日から3日間、九鬼中学校に宿泊し、定置網の清掃や魚の選別作業、ごみステーションの製作など、地域貢献型の体験プログラムが実施されました。高齢化が進む九鬼地区において、都市部の学生との交流機会が創出されたことについて、地区の方々から感謝のお言葉をいただいたほか、継続的な交流機会を希望するといったご意見をいただくことができました。

本市といたしましても、今後とも県と連携し、このような地域資源を生かした



取り組みを支援しながら、地域の新たな担い手づくりや交流機会の創出などを推進し、自立・持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、合宿の受け入れや各種体験プログラムの実施に当たりましては、九鬼地区の皆様を始め、「美し国おこし・三重」のパートナーグループや関係者の方々にご協力賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。

続きまして、今回提案しております議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から議案第52号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの6議案についてご説明いたします。

今回の補正予算は、普通交付税の額の確定と、廃棄物処理施設（クリーンセンター）整備事業に係る入札談合による国庫補助金の返還金及び起債の繰上償還金等が主なものであります。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で8億9,785万3,000円、国民健康保険事業会計で1,407万4,000円、老人保健医療事業会計で10万2,000円、後期高齢者医療事業会計で457万1,000円、病院事業会計で3億7,566万1,000円、水道事業会計で562万円をそれぞれ追加し、これにより各合計を含めた予算総額を187億8,342万4,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

9款地方交付税は、3億2,747万2,000円の増額です。これにつきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定において、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設による個別算定経費の増加や市税収入等の減収による基準財政収入額の減少によるものであります。

13款国庫支出金は、2,624万6,000円の増額です。これは、生活保護適正実施推進事業補助金1,034万2,000円や、本年度に新設された過疎地域等自立活性化推進交付金事業に「まちなかにぎわいづくり事業」が採択されたことによる1,000万円の追加などによるものであります。

14款県支出金は、1,670万7,000円の増額です。これは、新型インフ

ルエンザ費用軽減事業補助金 3 9 4 万 6 , 0 0 0 円の追加と、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金 5 4 1 万 4 , 0 0 0 円の増額が主なものであります。

1 6 款寄附金は、1 1 万 5 , 0 0 0 円の増額です。これは、ふるさと納税寄附金として 2 名の方からご寄附をいただいたものであります。

1 7 款繰入金は、1 億 8 , 0 4 8 万 5 , 0 0 0 円の増額です。これは、廃棄物処理施設（クリーンセンター）整備に係る国庫補助金の返還額と、起債の繰上償還額が確定したことにより、賠償金 2 億 2 , 6 2 7 万 5 , 0 0 0 円を積み立てておりました地域福祉基金から 1 億 7 , 5 8 4 万 6 , 0 0 0 円の繰り入れと、前年度精算金として、老人保健医療事業会計から 6 万 8 , 0 0 0 円、後期高齢者医療事業会計から 4 5 7 万 1 , 0 0 0 円をそれぞれ繰り入れるものであります。

1 8 款繰越金 2 億 3 , 7 0 3 万 6 , 0 0 0 円の増額は、平成 2 1 年度の決算に伴う繰越金であります。

1 9 款諸収入は、4 2 2 万 8 , 0 0 0 円の増額です。これは、人権教育調査研究事業受託事業収入 1 5 0 万円、社会福祉協議会運営費補助金前年度精算金 1 7 2 万 5 , 0 0 0 円の追加が主なものであります。

2 0 款市債は、1 億 5 4 0 万円の増額です。これは、臨時財政対策債の借入限度額の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

3 ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち主なものについて次のページで説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、総務費ですが、一般管理費では、体育館前駐車場照明灯他修繕料 2 0 1 万 6 , 0 0 0 円と、行財政改革の一環として経営品質向上活動に取り組むことから、セルフアセッサー養成研修会の参加負担金など 4 1 万 3 , 0 0 0 円の追加です。

財産管理費は、基金積立金として、財政調整基金 3 億 2 , 8 8 5 万 3 , 0 0 0 円、減債基金 1 億 8 , 0 0 0 万円、公共施設等基金 6 , 0 0 0 万円、活性化対策基金 3 , 0 0 0 万円をそれぞれ積み立てるものであります。

企画費では、まちづくりアンケート事業で 1 0 5 万 3 , 0 0 0 円、防災費では、防災行政無線再免許申請手数料 4 5 万 5 , 0 0 0 円、税務総務費では、税制改正

に伴う国税連携システム改修委託料 1 1 6 万 6 , 0 0 0 円の増額であります。

民生費では、社会福祉総務費で、医療機関への証明書料の支払いを年払いから月払いに変更するための福祉医療費システム改修委託料 8 0 万 4 , 0 0 0 円、自立支援給付事業では、利用者の増加などにより通所サービス等利用促進事業に 2 1 9 万 4 , 0 0 0 円、老人福祉費では、老人福祉施設入所者措置費 2 6 3 万円、児童措置費では、子ども手当の 1 0 月以降の給付に対応するためのシステム改修委託料 3 6 0 万 7 , 0 0 0 円、生活保護総務費では、医療レセプト電子化システムの改修等委託料など 1 , 0 9 8 万 7 , 0 0 0 円の計上であります。

5 ページをごらんください。

衛生費では、予防費で、新型インフルエンザ費用軽減事業委託料など 7 0 4 万 4 , 0 0 0 円の追加であります。清掃総務費で、廃棄物処理施設（クリーンセンター）整備費国庫補助金返還金 5 , 3 0 5 万 5 , 0 0 0 円の追加です。これは、入札談合に伴う賠償金として本市に納入された 2 億 2 , 6 2 7 万 5 , 0 0 0 円が補助対象事業費から控除され、国庫補助金が当初の 6 億 9 1 万 8 , 0 0 0 円から 5 億 4 , 7 8 6 万 3 , 0 0 0 円に変更決定されたことに伴い、5 , 3 0 5 万 5 , 0 0 0 円を返還するものであります。

塵芥処理施設費は、清掃工場 1 号炉の耐火レンガの損傷、脱落が著しく、このまま放置すれば焼却できない状況になることから、清掃工場 1 号炉耐火物補修工事費 2 , 6 2 5 万円の追加であります。

農林水産業費では、海洋深層水推進事業で、海洋深層水多段活用型陸上養殖試験委託料 2 0 3 万 3 , 0 0 0 円の増額です。これは、ナマコも養殖ラインに加え、海洋深層水をより効果的な活用していくため、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を活用し、取り組むものであります。

商工費では、商工振興費で、魚あら・未利用魚の有効活用システム研究事業委託料など 3 0 1 万 5 , 0 0 0 円の増額です。これも、新たな事業の展開につなげるため、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を活用し、取り組むものであります。

まちなかにぎわいづくり事業では、過疎地域等自立活性化推進交付金事業に採択されたことにより、まちなかにぎわいづくりプラン策定委託料など 4 8 2 万 9 , 0 0 0 円を増額するものであります。

観光費は、地域資源「尾鷲海洋深層水」温浴活用進化事業委託料 1 6 1 万 7 , 0 0 0 円の増額です。これは、新たな湯のデザイン開発を推進するため、

三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を活用し、取り組むものであります。

土木費では、土木総務費で、登記手数料など301万2,000円、道路維持費で、市内各所道路修繕料200万円、道路新設改良費で、市内各所道路改良工事費560万円をそれぞれ増額するものであります。

消費費では、非常備消費費で、煙体験ハウス等備品購入費72万5,000円の増額であります。

6ページをごらんください。

教育費でございます。

事務局費では、人権教育調査研究事業150万円の追加であります。

学校管理費（中学校費）では、平成24年度から中学校の保健体育の教科で武道が必修化されることに伴い、尾鷲中学校に武道場を整備するための建築設計業務委託料578万7,000円を追加するものであります。

社会教育総務費では、放課後子ども教室を矢浜公民館で開始することから69万4,000円、公民館費は、中央公民館浄化槽他修繕料205万8,000円、図書館費は158万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

公債費では、公債費元金として1億2,279万2,000円の増額であります。これは、衛生費でご説明いたしました廃棄物処理施設（クリーンセンター）の入札談合に伴う賠償金が起債対象事業費から控除されるため、当初の起債額16億9,340万円が変更後15億4,749万円になり、1億4,591万円の差額が出ますが、既に償還した起債があることから1億2,279万2,000円を繰上償還するものであります。公債費利子は239万3,000円の減額です。これは、平成21年度の起債額とその利息の確定によるものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。

現在の人事給与システムの借上げが本年度で終了することから、新たに人事給与システム借上料として、期間を平成23年度から平成28年度まで、限度額を1,821万5,000円とするものです。

次に、焼却残渣処分業務委託料の清掃工場分とクリーンセンター分ですが、現在、処分をお願いしております三重県廃棄物処理センターが今年度で廃止されることとなっており、来年度からは新たな処理施設と契約する必要があることから、期間を平成23年度から平成25年度まで、限度額をそれぞれ8,379万円と330万8,000円とする債務負担をお願いするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1,407万4,000円を追加し、歳入歳出総額を28億2,397万7,000円とするものであります。歳入で、国庫支出金150万円、繰越金1,257万4,000円をそれぞれ増額するものであります。歳出で、総務費150万円、基金積立金1,257万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

8ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計は、10万2,000円を追加し、歳入歳出総額を145万1,000円とするものであります。歳入で、国庫支出金7万8,000円、県支出金2万4,000円を増額し、歳出で、諸支出金10万2,000円を増額するものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、457万1,000円を追加し、歳入歳出総額を5億1,689万6,000円とするものです。歳入で、繰越金457万1,000円を増額し、歳出で、諸支出金457万1,000円を増額するものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出であります。収入は、医業収益3億7,566万1,000円の増額、支出は、医業費用5,877万3,000円を増額し、医業外費用174万1,000円を減額するものです。

次に、11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出で、営業外費用28万円の減額です。資本的収入及び支出では、建設改良費590万円の増額であります。

以上をもちまして、「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)」などの6議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号「平成21年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第57号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、5議案につきましては会計管理者から説明させます。議案第58号「平成21年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましては病院事務長から、議案第59号「平成21年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」につきましては水道部長からそれぞれ説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 会計管理者兼出納室長。

〔会計管理者兼出納室長（宮本忠明君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（宮本忠明君） それでは、議案第53号「平成21年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第57号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計5議案につきまして、お手元の平成21年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の101億6,048万5,000円に対し、歳入決算額は99億3,620万3,426円で、予算現額に対する収入率は97.7%となっております。

歳出決算額は96億9,324万1,900円で、執行率は95.4%であります。

歳入歳出差引残額は2億4,296万1,526円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出とも予算現額は同額の28億1,345万6,000円に対し、歳入決算額は27億3,475万4,241円で、97.2%の収入率であります。歳出決算額は26億8,717万9,516円で、執行率は95.5%であります。歳入歳出差引残額は4,757万4,725円となっております。

老人保健医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の2,786万8,000円に対し、歳入決算額は2,748万7,585円で、98.6%の収入率であります。歳出決算額は2,750万6,874円で、執行率は98.7%、歳入歳出差引残額はマイナス1万9,289円となり、歳出に対して歳入が不足いたしましたので、決算書285ページに記載しておりますが、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度の同会計から1万9,289円の

繰上充用を行いました。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の5億5,910万2,000円に対し、歳入決算額は5億5,601万9,973円で、99.4%の収入率であります。歳出決算額は5億5,144万8,648円で、執行率は98.6%、歳入歳出差引額は457万1,325円となっております。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、平成21年度の決算総額は、総合計額のとおり、歳入歳出とも予算現額は同額の135億6,367万7,000円に対し、歳入決算額は132億5,723万295円で、97.7%の収入率であります。歳出決算額は129億6,214万2,008円で、執行率は95.5%であります。歳入歳出差引残額は2億9,508万8,287円となりました。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが区分5の実質収支額となります。一般会計の実質収支額については、本年度は繰越明許費繰越額592万4,000円ございますので、これを差し引いた2億3,703万7,526円が実質収支額となり、平成22年度への繰越金となります。なお、この繰越明許費繰越額592万4,000円は、去る5月19日開会されました平成22年第1回臨時会の報告第7号にて報告させていただきました平成21年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、翌年度繰越額3億685万4,000円のうち、一般財源分となります。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳入款別決算額調でございます。各款別の主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表の備考欄には、収入済額の前年度比較を記載していますのでご参照ください。

第1款市税は、予算現額23億2,065万6,000円に対し、調定額は27億4,563万5,626円、収入済額は23億3,533万2,560円で、一般

会計収入済額全体の23.5%を占めております。

前年度比較は1億7,566万6,068円の減収となっております。その内容でございますが、備考欄に記載のとおり、軽自動車税を除くすべての市税が減少しています。これは、景気低迷による個人・法人の市民税の所得割課税部分の減少や、3年に一度の固定資産評価替えを平成21年度に実施したことによって、固定資産税等の課税額が減少したこと等により、市税等の調定額が減少していることがその主な要因となっております。

不納欠損額は284件の4,493万9,055円で、前年度と比較しまして221万7,383円の増額となっております。収入未済額は3億6,536万4,011円で、前年度と比較しまして4,581万2,048円の減額であります。収納率は85%で、前年度より0.4ポイント上昇しております。

第2款地方譲与税の収入済額は7,185万4,684円で、前年度と比較して994万5,205円減額となりました。これは、自動車重量譲与税と特別とん譲与税の減額によるものです。

第3款利子割交付金の収入済額は942万6,000円。

第4款配当割交付金の収入済額は360万2,000円。

利子割・配当割交付金とも前年度と比較して減少しております。

第5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は183万3,000円。

第6款地方消費税交付金の収入済額は2億323万3,000円で、前年度と比較して1,538万1,000円の増額となっております。

第7款自動車取得税交付金の収入済額は2,431万3,000円で、前年度と比較して2,112万7,000円の減額です。主な要因は、昨年7月からのエコカー減税により自動車取得税が減少したものであります。

第8款地方特例交付金の収入済額は2,857万5,000円で、前年度と比較しまして362万4,000円の増額となりました。

次に、5、6ページをごらんください。

第9款地方交付税は、収入済額33億2,303万9,000円で、一般会計収入済額全体の33.5%を占めております。前年度比1億8,005万4,000円の増額となりました。その要因は、備考欄のとおり、市税の収入減少に伴う普通交付税の増加が大きなものであります。

第10款交通安全対策特別交付金の収入済額は395万7,000円でありま



第11款分担金及び負担金の収入済額は1億3,888万4,193円で、前年度と比較して155万4,552円の減額であります。これは、農林水産業費分担金の増額と民生費負担金の減額の相殺によるものです。収入未済額は565万6,680円で、保育料未納分であります。

第12款使用料及び手数料の収入済額は1億1,122万1,286円で、前年度と比較して216万945円の増額であります。この主な要因は、衛生使用料の墓園永代使用料が増額したことによるものであります。不納欠損額は15件の6万900円で、し尿処理手数料未納分であります。収入未済額480万1,220円で、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

第13款国庫支出金は、予算現額で平成21年度は11億8,197万6,000円で、前年度と比較して2億8,000万8,000円の減額であります。これは、平成20年度の定額給付金事業によるものであります。収入済額が予算現額とは逆に2億2,398万6,906円増額となった要因は、平成20年度に定額給付金事業や市道梅ノ木谷線道路改良事業等6億8,183万円1,000円が繰り越しとなりましたが、平成21年度の繰越額は3億685万4,000円であったため、収入済額において前年度を上回ったものであります。なお、国庫支出金の内容は、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、美しい森林づくり基盤整備事業等の増額によるものです。

第14款県支出金の収入済額は5億5,017万1,268円で、前年度と比較して3,120万6,437円の増額であります。主な要因は、介護基盤整備事業、森林環境保全事業、緊急雇用創出基金事業などの増額によるものです。

第15款財産収入の収入済額は2,101万8,405円で、前年度と比較して1億2,336万7,664円の減額となっております。前年度は泉地内の教員住宅跡地売払収入があったためであります。

次に、7、8ページをごらんください。

第16款寄附金の収入済額は366万7,732円で、前年度と比較して324万1,838円の減額であります。前年度との比較は備考欄に記載のとおりであります。収入未済額は170万円で、外国人漁業技術研修事業等に係る寄附金です。

第17款繰入金の収入済額は5億6,477万9,318円で、前年度と比較して2億3,309万526円の増額であります。これは、主に財政調整基金繰入金等の増額によるもので、詳細は備考欄に記載のとおりであります。

第18款繰越金の収入済額は5,063万6,051円で、前年度からの繰越金であります。

第19款諸収入の収入済額は2億874万7,041円で、前年度と比較して3,833万9,847円の減額であります。これは、前年度に事業完了しました土砂災害情報総合システム整備事業に係る受託事業収入が減額したことが主な要因です。収入未済額266万4,335円で、そのうち奨学資金貸付金返還分が128万円、生活保護法第63条及び第78条による返還金分が64万1,557円、その他は児童手当返還金等であります。

第20款市債の収入済額は5億3,330万円で、前年度と比較して9,180万円の増額であります。科目別の詳細は備考欄のとおりですが、主な要因は臨時財政対策債の増額によるものです。

次に、繰越明許費の収入済額は7億8,293万6,227円で、前年度と比較して7億4,293万6,227円の増額であります。定額給付金給付事業、子育て応援特別手当事業、市道梅ノ木谷線道路改良事業等の事業費の大きい繰越事業があったため、大幅に増額となっております。また、予算現額に対して1億110万5,227円収入済額が多くなっております。これは、前年度に支払った市道梅ノ木谷線の前払金による補助金も平成21年度に収入されたことなどによるものであります。

歳入合計は、予算現額101億6,048万5,000円、調定額103億6,138万9,627円、収入済額99億3,620万3,426円で、前年度と比較して9億9,217万4,573円の増額、率にして11%の増加となりました。不納欠損額は4,499万9,955円、収入未済額は3億8,018万6,246円であります。

なお、収入未済額の大半は市税であります。歳入全体の予算に対する収入割合は97.7%、調定に対する収入割合は95.8%となりました。

以上、3ページから8ページまでの歳入の主要部分をご説明いたしましたが、参考までに、予算現額と収入済額との比較で各節の増減額50万円以上ものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の39ページから42ページにかけて掲げてありますので、後ほどご参照ください。

では、次に9ページ、10ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきましてご説明いたします。なお、この表の備考欄に

は、支出済額の前年度との比較増減等を記載してありますので、ご参照ください。

第1款議会費は、支出済額1億2,621万594円で、前年度と比較しまして688万3,550円の減額となっております。議員報酬等及び議会運営経費の減によるものであります。執行率は98.9%であります。

第2款総務費は、支出済額16億6,196万320円で、前年度と比較して7,428万9,516円の減額であります。減額となった主な要因は、備考欄に記載のとおり、財産管理費及び防災費等の減額と選挙費の増額との相殺によるものであります。翌年度繰越額298万5,000円は、全国瞬時警報システム整備事業に係るものであります。執行率は98.4%となっております。なお、総務費の平成20年度繰越額3億6,657万1,000円は定額給付金事業分であります。

続いて、第3款民生費は、支出済額27億3,007万8,067円で、前年度と比較して1億6,164万2,519円の増額であります。この主な要因は、自立支援給付事業、児童措置費、生活保護費などの増額によるものであります。翌年度繰越額440万3,000円は、子ども手当システム改修事業に係るものであります。執行率は98.2%です。

第4款衛生費は、支出済額13億2,273万8,921円で、前年度と比較して1億7,909万2,309円の増額であります。この主な要因は、塵芥処理施設費、病院事業負担金等の増額と環境衛生費等の減額との相殺によるものであります。翌年度繰越額551万3,000円は、死亡獣畜焼却場改修事業に係るものであります。執行率は97.1%であります。

11ページ、12ページをごらんください。

第5款農林水産業費は、支出済額3億6,283万3,763円で、前年度と比較して6,319万476円の増額であります。主な要因は、林道開設改良費、漁港建設費等の増額によるものです。翌年度繰越額1億8,415万8,000円は、美しい森林づくり基盤整備事業等五つの事業に係るものであります。執行率は65.7%であります。

第6款商工費は、支出済額2億827万2,008円で、前年度と比較して2,305万1,998円の増額であります。主な要因は、新つばき振興券事業等商工振興費の増額によるものであります。執行率は98.2%であります。

第7款土木費は、支出済額2億5,543万5,556円で、前年度と比較して1億7,659万9,406円の減額であります。この主な要因は、繰越明許事

業で実施いたしました市道梅ノ木谷線道路改良事業等の減額によるものであります。翌年度繰越額 3,000 万円は、折橋小原野線等の市道改良事業に係る分であります。執行率は 87.7%であります。

第 8 款消防費は、支出済額 5 億 3,381 万 5,238 円で、前年度と比較して 5,144 万 785 円の減額であります。この主な要因は、三重紀北消防組合負担金の減額や、平成 20 年度に竣工した消防施設整備事業の減額によるものです。執行率は 99.3%であります。

第 9 款教育費は、支出済額 7 億 9,475 万 6,480 円で、前年度と比較して 2,885 万 103 円の増額であります。この主な要因は、ICT 環境整備事業等の増額と学校耐震化整備事業等の減額との相殺によるものであります。執行率は 88.3%であります。繰越額の 7,979 万 5,000 円は、市立運動場整備事業及び学校耐震化事業であります。

次に、13、14 ページをごらんください。

第 10 款災害復旧費については不執行であります。

第 11 款公債費は、支出済額 10 億 2,593 万 9,896 円で、前年度と比較して 7,762 万 3,243 円の増額であります。これは、償還元金の増額によるものであります。執行率は 99.9%であります。

第 12 款予備費は、備考欄のとおり、他の款へ 363 万 7,000 円を充当したものであります。

繰越明許費は、支出済額 6 億 7,120 万 1,057 円で、主な事業としては、定額給付金給付事業 3 億 5,989 万 4,000 円、梅ノ木谷線道路改良事業 1 億 7,557 万 9,000 円、市道改良事業 4,999 万 2,000 円、清掃工場 2 号焼却炉改修事業 3,654 万円等であります。備考欄に記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、歳出合計を見ていただきますと、予算現額 101 億 6,048 万 5,000 円に対し、支出済額は 96 億 9,324 万 1,900 円で、前年度と比較して 8 億 3,163 万 7,098 円の増額、率にしまして 9.4%増加しました。翌年度繰越額は 3 億 685 万 4,000 円、不用額は 1 億 6,038 万 9,100 円で、執行率は 95.4%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 50 万円以上生じたものにつきましては、その主な理由を 43 ページから 48 ページにかけて掲げていますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフで表したものでございます。構成比率の高い順から記載してあります。第1位は地方交付税で33.5%、第2位は市税で23.5%、第3位は国庫支出金の9.7%で、第4位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。なお、括弧内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出でございますが、第1位は民生費の28.2%、第2位は総務費の17.1%、第3位は衛生費の13.7%で、第4位以降の順位につきましては記載のとおりでございます。

次に、17ページをごらんください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。決算額の合計96億9,324万2,000円のうち、義務的経費は42億7,196万7,000円で、全体の44.1%を占めております。前年度と比較しまして9,055万9,000円の増額であります。このうち人件費は17億6,759万円で、構成比は18.2%、前年度と比較して1,624万5,000円の減額であります。

扶助費は、14億7,843万7,000円で、構成比は15.3%、前年度と比較しまして2,918万1,000円の増額であります。

公債費は、10億2,594万円で、構成比は10.6%、前年度と比較して7,762万3,000円の増額であります。

投資的経費は11億45万2,000円で、構成比は11.3%です。普通建設事業費は11億45万2,000円で、災害復旧事業費はありません。普通建設事業費の事業内容は18ページの事業明細表のとおりであります。

次に、その他の経費は43億2,082万3,000円で、前年度と比較して4億2,739万9,000円の増額です。特に、定額給付金制度で補助費等が4億1,301万7,000円増額しております。構成比率は全体の44.6%であります。

なお、この性質別経費を円グラフで表したものが18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成6年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合等の一部事務

組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

19ページ、繰出金、一番下の平成21年度の欄をごらんください。

国保・老人保健・後期高齢・公共下水など各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおり、合計5億3,234万6,000円であります。

20ページをごらんください。

20ページ、負担金の欄、下から2番目をごらんください。病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合等の一部事務組合への負担金は、計11億9,766万3,000円であります。

繰出金と負担金の合計は17億3,000万9,000円で、これを前年度と比較しますと3,307万5,000円の増額となります。特別会計繰出金、水道事業会計、消防負担金は前年度より減額となりましたが、病院への負担金7,000万円を増額したことによるものであります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

第1款国民健康保険税は、収入済額5億805万1,752円で、前年度と比較して2,079万2,805円の減収であります。また、調停額で5,710万760円の減収ですが、国保加入世帯の減少と所得割課税世帯の減少によるものです。明細は備考欄に記載のとおりであります。不納欠損額は117件の2,829万1,540円で、前年度と比較しまして66万8,322円の増額であります。収入未済額は2億1,818万4,451円で、前年度より3,697万6,277円減少しております。収入率は101.4%、収納率は67.3%であります。収納率は前年度より2.2ポイント向上しております。

第2款国庫支出金の収入済額は5億7,961万6,256円で、前年度と比較して3,621万1,557円の増額であります。この主な要因は、療養給付費等負担金の増額と財政調整交付金の減額の相殺によるものです。

第3款療養給付費等交付金は、収入済額1億1,858万1,000円で、前年度と比較して1億5,105万4,000円の減額となっております。この主な要因は、退職者医療制度は平成20年4月より新たな高齢者医療制度へと改定となり廃止となりましたが、現在は経過措置だけありますので、療養給付費も減少しており、療養給付費等交付金も減額されております。

第4款前期高齢者交付金は、収入済額8億3,140万5,490円で、前年度

と比較して1億4,001万2,247円減額となっています。この制度は平成20年度に創設された制度で、平成19年度実績に基づいて算定した交付金額となりました。

第5款県支出金は、収入済額9,397万1,859円で、前年度と比較して522万1,536円の減額であります。この主な要因は、財政調整交付金の減額によるものであります。

第6款共同事業交付金は、収入済額2億6,920万9,673円で、前年度と比較して186万1,393円の減額であります。

第7款財産収入は、収入済額1,029万5,944円で、前年度と比較して1,023万2,944円と大幅に増額しております。これは、三重県国民健康保険団体連合会に支払基金預託として出損していたものが、基金の廃止に伴い清算され、運用利息とともに返還されたことによるものであります。

第8款繰入金は、収入済額2億5,072万8,179円で、前年度と比較して7,652万7,842円の増額であります。財政調整基金からの繰入金の増額が主な要因であります。

次に、23、24ページをごらんください。

第9款繰越金は、前年度からの繰越金6,458万2,926円であります。

第10款諸収入は、収入済額831万1,162円で、主に交通事故等に係る納付金や保険税延滞金の収入であります。前年度と比較して74万3,952円の増額であります。

歳入合計は、予算現額28億1,345万6,000円、調定額29億8,123万232円、収入済額27億3,475万4,241円、不納欠損額2,829万1,540円、収入未済額2億1,818万4,451円であります。収入率は97.2%、収納率は91.7%であります。

次に、25、26ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

第1款総務費は、支出済額6,274万7,686円で、前年度と比較して209万5,067円の減額であります。この主な要因は、備考欄のとおり、総務管理費の減額によるものであります。執行率は94.6%であります。

第2款保険給付費は、支出済額18億4,678万2,849円で、支出済額全体の68.7%を占めております。前年度と比較して3,511万2,486円の減額であります。この主な要因は、退職分療養給付費や高額療養費の減額と一般

療養給付費の増額との相殺によるものであります。明細は備考欄のとおりで、執行率は96.6%であります。

第3款後期高齢者納付金等は、支出済額3億1,113万4,331円で、前年度と比較して2,573万3,726円の増額となっております。この主な要因は、後期高齢者支援金の増額によるものであります。執行率は99.9%であります。

第4款前期高齢者納付金等は、支出済額88万4,677円で、前年度と比較して50万384円の増額となっており、執行率は98.6%であります。

第5款老人保健拠出金は、支出済額232万2,617円で、前年度と比較して1億13万1,776円の減額となっております。この要因は、老人保健医療事業については平成20年3月31日をもって制度廃止となり、実質的に後期高齢者関係の医療事業へ移行していることから減額となったものであります。執行率は99.9%であります。

第6款介護納付金は、支出済額1億576万5,936円で、前年度と比較して901万2,922円の減額であります。執行率は99.9%であります。

第7款共同事業拠出金は、支出済額2億9,801万8,921円で、前年度と比較して183万4,508円の増額であります。執行率は95.1%であります。

次に、27、28ページをごらんください。

第8款保健事業費は、支出済額1,775万9,781円で、前年度と比較して1,179万7,809円の減額であります。ヘルスアップ事業の終了及び特定健康診査や脳ドッグ受診率の減少による疾病予防費の減額であります。執行率は80.5%であります。

第9款公債費は不執行であります。

第10款諸支出金は、支出済額3,575万4,718円で、前年度と比較して676万3,879円の増額であります。執行率は94.9%であります。

第11款基金積立金は、支出済額600万8,000円で、財政調整基金への積立金であります。

第12款予備費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額28億1,345万6,000円、支出済額は26億8,717万9,516円で、前年度と比較して2億4,232万6,563円の減額、率にして8.2%の減少であります。不用額は1億2,627万6,484円、執行率は95.5%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきまして



は、49ページから52ページにかけて掲げてありますのでご参照ください。

次に、29、30ページをごらんください。

この表は、老人保健医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

第1款支払基金交付金は、収入済額41万2,000円で、前年度と比較して1億4,561万1,054円の減額であります。この要因は、当老人保健医療事業が実質的に後期高齢者医療事業へ移行していることによるものであります。この款以降で減額している要因は、同じ理由によるものであります。

第2款国庫支出金、第3款県支出金とも収入額はありません。

第4款繰入金は9万7,000円。

第5款繰越金は2,696万1,980円。

第6款諸収入は1万6,605円であります。

以上、歳入合計は、予算現額2,786万8,000円に対し、調定額と収入済額は同額の2,748万7,585円で、収入率は98.6%、収納率は100%でございます。

なお、収入済額を前年度と比較しますと、3億107万5,061円の減額で、率にしまして91.6%の減少であります。

次に、31、32ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

第1款総務費は、支出済額2,818円、第2款医療諸費は54万2,076円で、清算事務の関係経費は前年度と比較して激減しております。

第3款諸支出金は、支出済額2,696万1,980円で、支出済額全体の98%を占めており、前年度と比較して1,214万6,032円の減額となっております。

公債費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額2,786万8,000円、支出済額は2,750万6,874円で、前年度と比較して2億7,409万3,792円の減額となっております。率にして90.8%の減少、不用額は36万1,126円であります。執行率は98.7%であります。

次に、33、34ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億4,968万133円で、前年度と比較して149万3,877円の増額となっております。収入率は98.6%、

収納率は98.5%であります。収入未済額は223万4,897円であります。

第2款繰入金の収入済額は3億6,104万4,000円で、前年度と比較して2,132万2,000円増額しております。

第3款諸収入の収入済額は3,303万974円で、前年度と比較して3,278万5,754円の増額であります。主な要因は、三重県後期高齢者医療広域連合からの前年度における療養給付費負担金の確定に伴う精算金であります。

第4款繰越金の収入済額は753万9,866円で、前年度からの繰越金であります。

国庫支出金は、今年度はありませんでした。

繰越明許費の収入済額は472万5,000円で、平成20年度から繰り越した後期高齢者医療システム改修事業に対する国庫補助金であります。

以上、歳入合計は、予算現額5億5,910万2,000円に対し、調定額は5億5,825万4,870円、収入済額は5億5,601万9,973円で、収入率は99.4%、収納率は99.5%であります。

次に、35、36ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

第1款総務費の支出済額は925万644円で、前年度と比較して889万6,773円の減額となっております。執行率は87.6%であります。

第2款広域連合負担金の支出済額は5億120万5,147円で、支出総額の90.9%を占めています。前年度と比較して3,873万8,374円の増額となっております。

第3款諸支出金の支出済額は3,626万8,437円で、一般会計への繰出金であります。

繰越明許費の支出済額は472万5,000円で、先ほどの歳入の国庫補助金と同額で、後期高齢者医療システム改修事業の委託料でございます。

以上、歳出合計は、予算現額5億5,910万2,000円、支出済額5億5,144万8,648円、不用額765万3,352円で、執行率は98.6%であります。

次に、37、38ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

当特別会計につきましては、収入済額、支出済額いずれも同額の276

万5,070円であります。歳入の第1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の第1款公債費の支出済額は市債償還元金及び償還利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%であります。

以上、平成21年度尾鷲市一般会計及び四つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書を別途添付していますので、後ほどご参照ください。

なお、決算書の内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきましてご説明いたしますので、何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（諦乗正君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（諦乗正君） 議案第58号「平成21年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、決算の説明に入ります前に、平成21年度の病院利用状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算書の17ページをごらんください。

平成21年度の入院患者数は延べ7万3,789人で、うち一般病棟6万181人、療養病棟が1万3,608人で、前年度と比較しますと3,336人減少いたしました。また、延べ外来患者数におきましても11万6,339人で、前年度と比較いたしますと2,256人減少いたしました。

診療科別では、入院では内科が3,454人増加しておりますが、外科では4,654人、整形外科では1,496人減少しております。また、外来で泌尿器科293人、小児科で104人増加しておりますが、整形外科1,021人、耳鼻咽喉科で621人それぞれ減少しております。

病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対しまして82.9%、療養病棟の病床数56床に対しまして66.6%で、全体の病床利用率は79.3%と、前年度に比べ3.6%減少しております。

本年度の決算状況は、事業収益40億3,037万5,992円、事業費用43億3,759万1,809円で、当年度の事業結果として3億6,574万6,893円の純損失を計上しております。

それでは、平成21年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容についてご説明い

たします。

1、2ページをごらんください。

収益的収入及び支出であります。まず収入では、第1款病院事業収益の予算額39億9,806万4,000円に対し、決算額40億3,037万5,992円で、3,231万1,992円の増額となり、予算額に対する収入率は100.8%となりました。

支出では、第1款病院事業費用は、予算額44億4,505万7,000円に対して決算額43億3,759万1,809円で、不用額1億746万5,191円が生じ、予算額に対する執行率は97.6%となっております。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書でご説明いたします。

次に3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入では、第1款資本的収入の予算額3億1,908万2,000円に対し、決算額は3億1,882万8,000円で25万4,000円の減額になり、予算額に対する収入率は99.9%となっております。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額4億2,883万3,000円に対し、決算額は4億2,773万1,321円で、不用額は110万1,679円が生じ、予算額に対する執行率は99.7%となりました。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億890万3,321円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額28万7,748円及び過年度分損益勘定留保資金1億861万5,573円で補てんいたしました。

続きまして、5、6ページをごらんください。

損益計算書についてご説明いたします。

医業収益が37億9,457万7,210円、医業費用が41億6,558万4,265円で、医業損失3億7,100万7,055円が生じました。

次に、医業外収益が2億2,841万6,001円、医業外費用が2億2,189万6,404円となり、医業外収支は651万9,597円の収益が生じました。医業損失にこの額を加えた3億6,448万7,458円を経常損失として計上しております。

特別利益は131円、特別損失は125万9,566円で、当年度純損失は3

億 6,574 万 6,893 円となりました。この額に前年度繰越欠損金 3 億 4 億 7,675 万 4,946 円を加えた当年度未処理欠損金は 3 億 4,250 万 1,839 円となり、翌年度に繰り越されるものであります。

続きまして、7 ページの剰余金計算書についてご説明いたします。

欠損金の一部の 1、欠損金につきましては、先ほど損益計算書で説明したとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります。、国県補助金の ( 1 ) 前年度未残高は変動ありませんが、( 3 ) 当年度発生高 2 億 1 億 6 万円で、( 5 ) 当年度未残高 7 億 1,072 万円となりました。、受贈財産評価額につきましては変動ありません。、寄附金につきましても変動ありません。、その他資本剰余金につきましては、( 1 ) 前年度未残高は変動ありません。( 3 ) 当年度発生高は 1 億 5,851 万 8,000 円増加となっております。( 5 ) 当年度未残高は 3 億 7 億 7,124 万 2,936 円となりました。これらの当年度未残高の合計した額 4 億 5 億 5,784 万 9,295 円が翌年度繰越資本剰余金となります。

次に、8 ページの欠損金処理計算書であります。これは先ほど損益計算書で説明したとおり、当年度未処理欠損金 3 億 4,250 万 1,839 円に対し、欠損金処理額はなく、同額を翌年度に繰り越しするものであります。

続きまして、9 ページから 11 ページまでの貸借対照表についてご説明いたします。

まず、資産の部であります。1、固定資産の ( 1 ) 有形固定資産でイからヘまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた残高、有形固定資産合計 4 億 3 億 6 億 2 億 3 万 3,059 円となりました。( 2 ) 無形固定資産は 3 億 4 億 7 万 9,200 円となっております。( 3 ) 投資につきましては 1 億 2 億 6 億 4 万 2,670 円で、これら固定資産合計は 4 億 3 億 2 億 2 億 3 万 4,929 円であります。

次に、流動資産は、現金、未収金、貯蔵品を合わせて 8 億 9 億 8 億 4 万 6,701 円であります。

10 ページをごらんください。

3、繰延勘定は、( 1 ) 控除対象外消費税 4 億 7 億 9 万 5,184 円で、固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせた資産合計は 5 億 2 億 6 億 8 億 7 万 6,814 円あります。

続きまして、負債の部であります。

4、固定負債はありません。

5、流動負債につきましては、(1)一時借入金はありませんが、(2)未払金は2億6,523万1,274円であります。内訳は33ページに掲載しております。(3)その他流動負債は2,002万5,004円で、流動負債合計は2億8,525万6,278円となっております。負債の部の合計は、流動負債合計と同額の2億8,525万6,278円であります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては、(1)自己資本金は前年度と同額の2億85万6,095円で、(2)借入資本金は、他会計借入金はなく、40億6,732万6,985円全額が企業債となっており、資本金合計が42億6,818万3,080円であります。

7、剰余金につきましては、(1)資本剰余金の国県補助金、受贈財産評価額、寄附金、その他資本剰余金を合計しまして45億5,784万9,295円であり  
ます。

11ページをごらんください。

(2)欠損金であります。イ、当年度未処理欠損金は38億4,250万1,839円で、欠損金合計は38億4,250万1,839円となり、これを資本剰余金から差し引いた額7億1,534万7,456円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金の合計、資本の部の合計額は49億8,353万536円、負債の部と合わせた負債資本合計は52億6,878万6,814円となり、先ほど資産の部で説明した資産合計額と一致しております。

以上で、平成21年度尾鷲市病院事業会計の決算説明といたします。

なお、決算書の12ページ以降に決算附属資料を掲載しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 水道部長。

[水道部長(佐々木進君)登壇]

水道部長(佐々木進君) それでは、議案第59号「平成21年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、決算書の説明に入る前に、平成21年度の水道事業の概況について説明を申し上げます。

お手元にございます決算書の11ページをごらんください。

平成21年度の給水戸数は1万144戸で、前年度に比べて24戸の減であり、普及率は99.8%でございます。

年間総給水量は466万4,733立方メートル、前年度と比較すると給水量で15万4,083立方メートルの減、有収水量で9万8,701立方メートルの減となっております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において県道海山尾鷲港線道路改良に伴う配水管布設替工事のほか、建設課の道路改良と同時施工をしました配水管布設替工事等について実施をいたしました。また、上水道においては、配水池耐震診断の結果に伴う基本計画策定業務委託を実施いたしております。

簡易水道におきましては、古江、賀田、三木浦地内の配水管布設替工事を実施し、機械装置については、須賀利浄水場電気計装盤取水ポンプと賀田第1南浄水場取水ポンプの取替工事を行い、早田、曾根、梶賀の配水池においては、水位計の取付工事を実施いたしました。

次に、経理状況でありますけれども、収益的収支では、事業収益4億9,090万198円に対し、事業費用4億9,278万2,521円で、差し引き188万2,323円の損失が生じました。

以上、概略説明を申し上げ、決算書の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額5億1,350万8,000円に対し、決算額は5億1,469万2,231円で、予算額より118万4,231円増となりました。

第2項営業外収益の決算額でございますが、この決算額から消費税額を差し引いた額が、5ページの損益計算書の3、営業外収益の額と451円の差異があります。これは、消費税の納税計算上の差額でございますが、決算報告書には記載されておらず、損益計算書では雑収益として計上されております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億2,023万9,000円に対し、決算額は5億1,283万7,311円で、740万1,689円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額4,139万2,000円に対し、決算額は4,130万9,706円で、予算額より8万2,294円減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額2億4,229万8,500円に対し、

決算額は2億3,689万1,732円であり、不用額は540万6,768円となります。

資本的収支において収入額が支出額に対して不足する額1億9,558万2,026円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、5ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益4億7,724万5,747円から、2、営業費用4億1,141万8,675円を差し引いた6,582万7,072円が営業利益で、これに3、営業外収益1,365万4,451円を加え、4、営業外費用8,112万5,815円を減額しますと、経常損失164万4,292円となります。この経常損失に、5、特別損失23万8,031円を加えた188万2,323円が当年度純損失で、前年度繰越利益剰余金5,925万4,444円を加えた5,737万2,121円が当年度末処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をごらんください。

利益剰余金の部では、1、減債積立金は1億8,021万1,000円、2、建設改良積立金は2,643万5,956円で、積立金合計は2億664万6,956円となっております。3、未処分利益剰余金は、先ほどの損益計算書で説明をいたしました当年度末処分利益剰余金5,737万2,121円となります。

続いて、資本剰余金の部でございますけども、1、工事負担金の当年度発生高212万円は、給水加入金であります。2、国県補助金の当年度処分高82万9,250円は、固定資産処分による減額であります。3、他会計補助金の当年度発生高1,880万9,206円は、簡易水道起債償還元金に対する補助金収入であります。4、受贈財産評価額の当年度の増減はなく、前年度末残額と同額となっております。5、その他資本剰余金の当年度発生高177万4,500円は、消火栓設置負担金収入であります。翌年度繰越資本剰余金は12億5,243万6,069円あります。

次に、7ページの剰余金処分計算書でありますけども、当年度末処分利益剰余金5,737万2,121円を翌年度へ同額繰り越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表の8ページと9ページをごらんください。

資産の部、固定資産の(1)有形固定資産合計は61億9,545万2,567



円で、これに（２）無形固定資産合計 73 万 9,700 円と（３）投資合計 6 万 5,820 円を加えた固定資産合計は 61 億 9,625 万 8,087 円であります。

流動資産では、（１）現金預金から（４）その他流動資産までの流動資産合計は 4 億 5,081 万 8,643 円で、資産合計は 66 億 4,707 万 6,730 円あります。

次ページ、負債の部では、固定負債合計額 1 億 3,385 万 3,324 円、流動負債合計額 3,322 万 5,093 円で、負債合計は 1 億 6,707 万 8,417 円あります。

資本の部では、資本金、（１）自己資本金 11 億 8,472 万 1,324 円、（２）借入資本金 37 億 7,882 万 1,843 円で、資本金合計は 49 億 6,354 万 3,167 円あります。

剰余金では、（１）資本剰余金合計は 12 億 5,243 万 6,069 円、（２）利益剰余金合計は 2 億 6,401 万 9,077 円で、剰余金合計は 15 億 1,645 万 5,146 円となり、これに資本金合計 49 億 6,354 万 3,167 円を加えた資本合計は 64 億 7,999 万 8,313 円であり、負債資本合計は 66 億 4,707 万 6,730 円となり、前ページの資産合計額と同額となります。

以上で、平成 21 年度尾鷲市水道事業会計決算の説明といたします。

なお、決算書の 11 ページから 27 ページまで決算附属資料を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 次に、条例案についてご説明をいたします。

議案第 60 号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきましては、本市において既に浄化槽の保守及び清掃業務は実施していないため、手数料等を規定する別表第 2 を削除する一部改正であります。

次に、議案第 61 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、児童扶養手当法の一部改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになり、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害賠償との調整について定める一部改正であります。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後は１時１５分から再開を予定していますので、よろしくお願いいたします。

〔休憩 午後 ０時０７分〕

〔再開 午後 １時１３分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第１８、議案第６２号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、人事案件１件についてご説明をいたします。

議案第６２号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、玉本卓也氏は、前委員の辞任により本年４月に就任されましたが、平成２２年９月３０日をもって任期満了となります。同氏は、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で、人格、識見ともすぐれた方であり、教育委員として適任であると考え、引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

日程第18、議案第62号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（南靖久議員） 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第19、報告第10号「平成21年度健全化判断比率及び平成21年度資金不足比率の報告について」から日程第22、報告第13号「専決処分事項について（訴えの提起）」までの報告4件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告4件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件4件についてご説明いたします。

報告第10号「平成21年度健全化判断比率及び平成21年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告させていただくものです。

詳細につきましては、21ページのとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業におきましても、各会計とも資金不足が生じていないことをご報告させていただきます。

次に、報告第11号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年5月、本市職員が三重県庁駐車場にて、降車時に運転席側ドアが強風にあおられ、右側に駐車中であつた相手方の車両と接触し、左側ドアを損傷させたものであります。

このことから、平成22年7月8日に、損害賠償額を12万8,311円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第12号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年7月に本市職員が市内にて公用車を運転中に、前方からの車をかかわす際、後方確認を怠つたまま後退し、後方に停車中の車両と接触し、車両前部

を損傷させたものであります。

このことから、平成22年8月19日に損害賠償額を7万2,744円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号「専決処分事項について(訴えの提起)」につきましては、株式会社三久美容商事は、尾鷲総合病院開設者尾鷲市長とカードテレビシステムの設置契約を結び、病室で視聴するためのテレビ及びカードタイマーを設置し、カード販売機を院内に設置し販売しておりました。

カードテレビシステム設置契約においては、カードの売上金を株式会社三久美容商事と尾鷲総合病院開設者尾鷲市長で分配することになっておりましたが、株式会社三久美容商事は、平成21年4月分の分配金から支払いが滞っています。このことから、株式会社三久美容商事に対し、この滞っている分配金の支払いを求める提訴をしたものであります。

このことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議長(南靖久議員) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。報告案件であることにご留意の上、ご発言を願います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす9月7日から9日までを休会とし、10日金曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時23分〕